

第5期嬉野市農業委員会
第5回定例総会議事録

平成30年12月3日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第5回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	大草野多々良 田を畑に転換	H30.12.03	了 承
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	五町田横井手 農道拡幅	H30.12.03	承 認
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	不動山川平 外9筆 使用貸借権	H30.12.03	承 認
	2	久間二本松 使用貸借権	H30.12.03	承 認
	3	久間二本黒木 外1筆 賃借権	H30.12.03	承 認
	4	下宿三本松 賃借権	H30.12.03	承 認
	5	下宿二本松 外4筆 賃借権	H30.12.03	承 認
	6	谷所小甫敷 使用貸借権	H30.12.03	承 認
	7	下野一本松 外2筆 賃借権	H30.12.03	承 認
	8	五町田流海 賃借権	H30.12.03	承 認
	9	岩屋川内野原 賃借権	H30.12.03	承 認
	10	下宿五本栗 外15筆 使用貸借権	H30.12.03	承 認
	11	下野第八区画整理 外1筆 使用貸借権	H30.12.03	承 認
	12	五町田小路 外1筆 賃借権	H30.12.03	承 認
	13	五町田小路 外1筆 賃借権	H30.12.03	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～22	馬場下七本松 外80筆 使用貸借権・賃借権	H30.12.03	承 認
	嬉1～9	吉田水口 外20筆 賃借権・使用貸借権	H30.12.03	承 認
		所有権移転		
	1	久間後山 外1筆 あっせん	H30.12.03	承 認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	吉田丁ノ坪 交換	H30.12.03	許 可
	2	吉田丁ノ坪 交換	H30.12.03	許 可
	3	吉田太田 売買	H30.12.03	許 可

	4	不動山川平 外 9 筆 贈与	H30.12.03	許 可
	5	久間二本松 贈与	H30.12.03	許 可
議案第 4 号		農地法第 4 条申請の承認について		
	1	下野第八区画整理 外 1 筆 共同住宅	H30.12.03	承 認
	2	下野三本松 外 2 筆 太陽光発電設備設置	H30.12.03	承 認
	3	五町田平山 植林	H30.12.03	承 認
	4	久間神水川 外 6 筆 植林	H30.12.03	承 認
	5	久間提の浦 植林	H30.12.03	承 認
議案第 5 号		農地法第 5 条申請の承認について		
	1	不動山平原 一般住宅	H30.12.03	承 認
	2	下宿原田 外 1 筆 太陽光発電設備設置	H30.12.03	承 認
	3	下宿野畑 一般住宅	H30.12.03	承 認
	4	岩屋川内今ノ川内 駐車場	H30.12.03	承 認
	5	下野大久保 物置及び駐車場	H30.12.03	承 認
	6	久間藤原 外 2 筆 太陽光発電設備設置	H30.12.03	承 認
	7	久間一本松 外 1 筆 駐車場及び庭	H30.12.03	承 認

第5期嬉野市農業委員会第5回定例総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年12月3日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 12月3日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 12月3日 午後3時09分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森和義	出		10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出		11	山口安則	出	議事録署名
5	植松和幸	出	憲章朗読	12	生田健児	出	議事録署名
6	山口智佐代	出	事前審査班長				

(職員等)

事務局長	白石伸之	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富作男

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 定刻になりました。

本日は、全員出席であります。定足数に達しておりますので、川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号5番植松委員をお願いいたします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告2件、議案5件、審議事項は64件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号11番の山口安則委員と12番の生田健児委員を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、報告第1号 農地等形状変更届出についてです。

整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。届出人は、長谷の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野多々良〇〇〇番、地目は田 面積は732㎡です。

理由は、隣接地の立木等が高くなり日照時間が少なくなったため、田を畑に転換したということで、こちらは始末書付きの案件となっております。始末書には、認識不足により、平成26年頃から畑として形状変更してしまいました、ということで提出を受けております。東は山林、西は田、南は畑、山林、北は畑です。図面は2ページと3ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議長 この件につきまして、西田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いいたします。

地域担当 はい。私の方から補足的な説明をいたしたいと思います。今、事務局の方から説明のありましたように、非常に立木が、周り、大きくなって、午前中日が差さないような状況でございます。で、周りは、もう自分の土地は全部畑にしてしまって、そこも、今言われたように畑状態にしてしまったわけですがけれども、あの、水を確保するのが難しいような場所でございますので、よろしくお願いいいたします。

議長 続きます、11月30日に第5班で実施した事前審査の結果について、山口班長、報告をお願いいたします。

班長 11月30日に事前審査を行いました。5班の皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございます。今、西田委員が言われたように、もうきれいに行き届いた手入れをされていまして。問題ないと思います。よろしく、お願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承でございます。

それでは、議案第1号農用地利用集積計画の解約についてを議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書7ページ、整理番号1番です。貸付人は、下岩屋1区の〇〇〇〇様、借受人は、同じく下岩屋1区の〇〇〇〇様です。所在地は、11ページの別紙①を御覧ください。大字不動山川平〇〇〇番、外9筆。地目は全筆とも田、面積は合計で8,553㎡。利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成26年3月10日から平成31年2月28日までです。解約理由は、生前一括贈与による所有権移転のためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きます、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。貸付人は、福岡県八女郡の〇〇〇〇様、借受人は、牛間田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間二本松〇〇〇番〇。地目は田、面積は1,017㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成20年5月10日から平成40年5月31日までです。解約理由は、

農地法第3条の規定により所有権移転の申請をするためということです。合意解約をした旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議ないと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号3番です。貸付人は、白石町の〇〇〇〇様、借受人は、南下久間の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間二本黒木〇〇〇番、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,053㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成27年6月1日から平成33年5月31日までです。小作料は、反当たり、米22kg、年45kg。解約理由は、借受人が体調不良のため借手を変えて、再契約をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

続きましてに、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号4番です。貸付人は、東京都西東京市の〇〇〇〇様、借受人は、下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿三本松〇〇〇番。地目は田、面積は678㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成30年2月12日から平成32年2月11日までです。小作料は、反当たり8,850円、年6,000円。解約理由は、借受人が病気のため借手を変えて、再契約をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号4番について、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書8ページ、整理番号5番です。貸付人は、下宿の〇〇〇〇様、借受人は、同じく下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松〇〇〇番、外4筆。地目は5筆とも田、面積は合計で7,800㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成30年2月12日から平成32年2月11日までです。小作料は、反当たり8,462円、年66,000円。解約理由は、借受人が病気のため借手を変えて、再契約をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号5番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号6番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号6番です。貸付人は、鳥坂の〇〇〇〇様、借受人は、同じく鳥坂の〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所小甫敷〇〇〇番。地目は田、面積は4,927㎡、利用権区分は使用賃借権で、目的は米、麦、大豆です。期間は平成25年8月10日から平成35年8月9日までです。解約理由は、借手を変えて、再契約をするためということです。合意解約をした旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号6番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号7番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号7番です。貸付人は、式浪の〇〇〇〇様、借受人は、五代の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一本松〇〇〇番〇、外2筆。地目は3筆とも田、面積は合計で2,288㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成26年3月10日から平成31年3月9日までです。小作料は、反当たり、米60kg、年137kg。解約理由は、借受人の都合によるためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号7番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号8番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号8番です。貸付人は、美野辺田の〇〇〇〇様、借受人は、南の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田流海〇〇〇番〇、地目は田、面積は3,408㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。期間は平成26年6月10日から平成31年5月31日までです。小作料は、反当たり7,000円、年23,856円。解約理由は、借手を変えて、再契約をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号8番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号9番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書9ページ、整理番号9番です。貸付人は、大野原の〇〇〇〇様、借受人は、同じく大野原の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内野原〇〇〇番〇。地目は畑、面積は989㎡、利用権区分は賃借権で、目的は茶です。期間は平成16年3月3日から平成36年3月2日までです。小作料は、反当たり、茶1kg、年、茶1kg。解約理由は、借受人の茶業縮小のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号9番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号10番です。貸付人は、下宿の〇〇〇〇様、借受人は、同じく下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿五本栗〇〇〇番〇、外15筆。地目は2筆が田、14筆が畑。面積は田が3,783㎡、畑が13,821㎡で、合計17,604㎡です。利用権区分は使用賃借権で、目的はニンニクです。期間は平成29年7月1日から平成34年6月30日までです。解約理由は、借受人の都合によるためということです。合意解約をした旨の通知を受けてお

ります。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。はい、どうぞ。

7 番

3反7畝ばっかいあるばってんさ。荒地化せんぎんた、よかばってんがさ。ちょっと広かけんさ。誰か耕作ばするもんは、おるとやろうか。あんまい広か
けん、荒地化せんごと。

議 長

事務局、説明を

事 務 局

これは、昨年、〇〇さんが〇〇さんからお借りになられて、借りられた方も一生懸命なさってたようなんですけれども、うまくいかないということで、1年でですけど、貸付人も、ちゃんとやってくれないのであれば、自分の手元に戻して、自分で頑張っていきたいという話であります。

7 番

分かりました。

議 長

植松委員、何か補足はなかですか。

5 番

現地に行ってますね。両方の人にも会ってから話したばってん。結局、しいきらんということで、もう返されたということです。

議 長

他にありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号10番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号10番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号11番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書10ページ、整理番号11番です。貸付人は、井手川内の〇〇〇〇様、借受人は、同じく井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野第八区画整理〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で1,683㎡
利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成28年1月10日から平成33年1月9日までです。解約理由は、農地法第4条の規定により転用の申請をするためということです。合意解約をした旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号11番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号11番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、事前に事務局から説明がありましたとおり、手続の整合性を確保するために、整理番号13番を審議します。事務局の説明をお願いいたしま

す。

事務局 整理番号13番です。貸付人は、公益社団法人佐賀県農業公社様、借受人は、〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田小路〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,404㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。期間は平成29年12月1日から平成39年11月30日までです。小作料は、反当たり10,000円、年24,040円。解約理由は、売買の予定があるためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号13番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号13番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号12番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号12番です。貸付人は、五町田第4の〇〇〇〇様、借受人は、公益社団法人佐賀県農業公社様です。所在地は、大字五町田小路〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,404㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。期間は平成29年12月1日から平成39年11月30日までです。小作料は、反当たり10,000円、年24,040円。解約理由は、売買の予定があるためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。はい、どうぞ。

3番 使用目的は、何でしょうか。

農林課 議長。

議長 農林課、お願いします。

農林課 ○〇さんの方からですね。おそらく農地外。そして転用になると思います。後ほど出てくるのでは。詳しいことは、ちょっと分かりませんが、農地外を考えてらっしゃると思います。以上です。

議長 森委員、いいですね。皆さん、他にありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号12番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号12番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

それでは、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。

皆さんに、お諮りをいたします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から22番までについてを一括審議したいと思いますが、異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から22番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農林課 別添の表1ページ目から4ページ目を御覧ください。利用権設定塩田町の分整理番号1番から22番までについてです。貸し手人は、牛坂の〇〇〇〇様、外20名様です。借り手人は、中通の〇〇〇〇様、外11名様です。所在地は、大字馬場下七本松〇〇〇番、外80筆。地目は全筆とも田、面積は合計で110,801㎡です。利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1年から10年で、新規と再設定です。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。議案書の訂正を、一つお願いします。整理番号21番の貸し手人、〇〇さんは、〇〇です。〇の字を○に訂正をお願いします。以上です。よろしく、お願いいたします。

議長 それでは、塩田町の分整理番号1番から22番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から22番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号1番から22番までについては、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、利用権設定嬉野町の分です。皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から9番までについてを一括審議したいと思いますが、異議ありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から9番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農林課 別添の表5ページ目を御覧ください。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から9番までについてです。貸し手人は、上吉田の〇〇〇〇様、外8名様です。借り手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、外8名様です。所在地は、大字吉田水口〇〇〇番、外20筆。地目は16筆が田、5筆が畑。面積は田が28,636㎡、畑が8,187㎡で、合計36,823㎡です。利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から10年で、再設定と新規になります。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。よろしく、お願いいたします。

議長 それでは、嬉野町の分整理番号1番から9番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から9番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から9番までについては、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、所有権移転 農地中間管理機構の塩田町の分です。整理番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表6ページ目を御覧ください。所有権移転農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番です。売り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様、買い手人は、光武の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間後山〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,589㎡。所有権移転の種類は、あつせんで、利用目的は米です。対価としましては、反当たり618,000円、全体で1,600,000円です。以上です。

議長 それでは、農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、所有権移転中間管理機構の塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可についてを、議題といたします。皆さんに、お諮りします。整理番号1番と2番は関連事案ですので、一括審議したいと思いますが、異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、異議なしと認めます。整理番号1番と2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書12ページ、交換による所有権の移転です。先ず整理番号1番です。

譲渡人は、峰川原の〇〇〇〇様です。譲受人は、西吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田丁ノ坪〇〇〇番、地目は田、面積はで1,329㎡。

続いて、整理番号2番です。譲渡人は、西吉田の〇〇〇〇様です。譲受人は峰川原の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田丁ノ坪〇〇〇番〇。地目は田、面積はで1,012㎡。それぞれ譲渡、譲受の理由は、自作地の相互交換するためということです。図面は14、15ページと16、17ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号1番と2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。はい、

3番 金銭のやり取りは、全然ないということですね。
事務局 はい、そのとおりです。面積は、多少違いますけれども、完全に交換という形で申請を受けております。

議長 他にありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番と2番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号1番及び整理番号2番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。売買による所有権の移転です。譲渡人は、西吉田の〇〇〇〇様、譲受人は、真上吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田太田〇〇〇番〇、地目は田、面積は890㎡。譲渡理由は、経営縮小。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。売買価格は、反当たり674,157円、全体で600,000円。図面は18ページから19ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号3番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続いて、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号4番です。議案書7ページ、議案第1号整理番号1番に関連する事案です。贈与による所有権の移転です。譲渡人は、下岩屋1区の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく下岩屋1区の〇〇〇〇様です。所在地につきましては、議案書11ページの議案第1号整理番号1番、別紙①を御覧ください。大字不動山川平〇〇〇番、外9筆。地目は全筆とも田 面積は合計で8,553㎡、譲受及び譲渡の理由は、生前一括贈与するためということです。図面は20ページから25ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号4番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続いて、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書13ページ、整理番号5番です。贈与による所有権の移転です。譲渡人は、福岡県八女郡の平川博様です。譲受人は、牛間田の志田眞一郎様です。所在地は、大字久間二本松〇〇〇番〇。地目は田、面積は1,017㎡。譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は26ページから27ページを御覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。はい、原田委員。

7 番 贈与と書いてあるばってん。平川博さんと眞一郎とは、売買と思ったけど、贈与。

議 長 事務局、説明をお願いいたします。

事務局 3条の許可申請ということで、平川様と志田様の連名申請をいただいているんですけど、こちらの申請書に贈与で、対価0円と記載されております。

議 長 他にありませんか。

委 員 「「異議なし」と呼ぶ者あり」

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号5番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

審議の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。午後2時35分から再開します。(14;30'~)

議 長 再開します。次に、議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書28ページ、整理番号1番です。申請人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野第八区画整理〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田面積は合計1,683㎡です。農地区分は、第3種農地。用途目的は、共同住宅。

事由は、申請地は、現在耕作がされている農地であるが、市の中心部に位置する地域にある。保育園や公共機関にほど近く、住環境も良く需要が望める地域であるため共同住宅として転用したいということです。東は田、道路、西は道

路、南は道路、北は田、道路です。図面は30ページと31ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

下野のですね。第八区画整理事業の中ですが、地目は田でですね。隣が田んぼで、両側ですね。で、地権者の了解も得られたということで、申請になっております。下水道とか、周りの側溝も整備をされておりますので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、11月30日に第5班で実施いたしました事前審査について、山口班長、お願いいたします。

班 長

近くにはスーパーや保育園、病院などが建ち並び、また、今から先、えっと、駅など建設されていくと思います。環境は、良い所だと思います。そして、住宅がいっぱいではないかと思えます。どうか、よろしく申し上げます。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号2番です。申請人は、下野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野三本松〇〇〇番、外2筆。地目は3筆とも畑 面積は合計で1,784㎡ 農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備。事由は、申請地は、3年程前から耕作・管理も出来ず荒地となっている。今後、茶や野菜の生産農地として管理・耕作する目途がたたないため、太陽光発電設備として転用したいということです。東は畑、西は宅地、南は畑、北は畑、宅地です。図面は32ページと33ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

現地はですね。さっき言われたとおり、あの、茶畑でですね。もう荒廃してですね。そのままになっております。4番の写真の所にですよ。道路がありましてですよ。その横に石垣、こう積んでありましてですよ。お茶こがして、その石垣の上にですよ。側溝をはめて、排水をするということで聞いております。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長
班 長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

今、植松委員が言われたとおりです。よろしく申し上げます。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きました、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号3番です。申請人は、美野辺田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田平山〇〇〇番〇。地目は田、面積は1,573㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、植林。事由は、申請地は、休耕地である。高齢で農地の維持管理が困難なため植林として転用したいということです。東は山林、西は畑、南は畑、山林、北は田です。図面は34ページと35ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長

森委員、地域担当委員として説明、意見をお願いいたします。

地域担当

現地は、唐泉山の麓でありまして、周囲が植林されてですね。日照時間が短い状況の中での農作物の栽培とか、そういう農地としての利用価値がないと思いますので、植林は、妥当と見て来ました。以上です。

議 長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

はい。今、森委員が言われたとおり、問題ないと思います。どうか、よろしく、お願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

次に、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号4番です。始末書付きの案件で、認識不足により、昭和43年頃に植林として転用してしまい、近年では、資材置場として使用してしまいました。という始末書を受け取っております。申請人は、鳥栖市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間神水川〇〇〇番〇、外6筆。地目は5筆が田、2筆が畑。面積は田が2,728㎡、畑が249㎡で、合計で2,977㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、植林。事由は、申請地は、両親が居住していた土地の隣接地で、生存中は両親が耕作していた。相続後は遠方に居住していることから管理が困難な状況であったため植林として転用したということです。東は田、宅地、西は田、里道、南は田、畑、北は水路、田です。

図面は36ページと37ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当

はい。これに書いてありますように、両親がおられる時までは、農地管理も、田畑管理もされておりましたが、子どもたちも全部出払ってしまいまして、今

のところ荒地化しておりましたので、近くの方がですね。ここでは2反9畝、77㎡とあるとですけど、宅地が5畝ばかりあります。別の方が荒れんごと払ってくんよったとですけど、今回、これを山林として転用して、資材置場として使用している分も、きちんとしたいということです。接続地の同意を得られればいいのかということで、同意を取るよう話をしました。以上です。

議 長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

はい。原田委員が詳しくおっしゃってくださったので、問題ないと思います。よろしく、お願いいたします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

次に、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書29ページ、整理番号5番です。始末書付きの案件で、始末書によりますと、認識不足により、昭和48年頃から植林として転用してしまいましたということです。申請人は、武雄市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間堤の浦〇〇〇番。地目は畑、現況山林。面積は合計で1,850㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、植林。事由は、申請地は、休耕地であった。農地の維持管理が困難であり、周辺も山林であるので植林として転用したということです。東は山林、西は田、南は山林、ため池、北は畑です。図面は38ページと39ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議 長

中島委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

所在地がですね。北志田の堤の浦というところで、申請人さんがですね。武雄の方ということで、そこが昭和50年頃ですね。国土調査があったときには、みかんを作っていたと。その後改植して、木を植えたということです。写真を見てもらうとですね。もう40年以上もですね、木が植わっていると。今回の申請したのがですね。相続をした時に、ここが畑になっていたということで、4条申請をしたということです。よろしくをお願いします。

議 長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

はい。今、中島委員さんがおっしゃってくださって、詳しく説明してくださいました。よろしく、お願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書40ページ、整理番号1番です。貸付人は、丹生川の〇〇〇〇様、借受人は、同じく丹生川の〇〇〇〇様です。所在地は、大字不動山平原〇〇〇7番。地目は畑、面積は404㎡。農地区分は、第2種農地です。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、現在耕作をしている農地である。両親・祖母と同居しており子供の成長とともに住居が手狭になり、進入口、給排水の立地の良い隣接の当該地に住居を建設するため、一般住宅として転用したいということです。東は道路、西は宅地、南は畑、北は道路、雑種地です。この契約は、使用貸借です。図面は42ページと43ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議 長

山口委員、地域担当委員としての説明、意見、併せて班長としての報告をお願いいたします。

域担当・班長

はい。場所は、自宅の下の所で、今年まで耕作をされていた農地であります。原状を維持したままで、排水溝もすぐ側にあり、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号2番です。譲渡人は、福岡県古賀市の〇〇〇〇様、譲受人は、佐賀市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿原田〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,636㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、長年耕作をしていない遊休農地となっている。今後も遠方に居住のため耕作の見込みもないので、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は畑、西は宅地、南は宅地、畑、北は里道です。売買価格は、反当たり302,500円、全体で797,390円です。図面は44ページと45ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議 長

山口委員、地域担当委員としての説明、意見、併せて班長としての報告をお願いいたします。

地域担当・班長

場所は、長年耕作されていない土地だったので、道も真ん中に、水路、道などがありましたけど、それが分からなくなっているために、現状回復するようお願いしました。そして、周りはイノシシ対策で柵をするというような話をしてもらいました。どうか、よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。始末書付きの案件です。始末書によりますと、認識不足により、平成3年頃から雑種地として使用してしまいましたということです。貸付人は、温泉2区の〇〇〇〇様、借受人は、同じく温泉2区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿野畑〇〇〇番。地目は畑、面積は240㎡です。農地区分は、第3種農地。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、現在休耕地であり、現況雑種地である。一戸建ての住宅を建設するため転用したいということです。東、西、南は宅地、北は道路です。この契約は、使用貸借です。図面は46ページと47ページ、写真は10番を御覧ください。以上です。

議 長

山口委員、地域担当委員としての説明をお願いいたします。

地域担当・班長

場所は、みゆき薬局の前で、ときわやの横になっております。ここは、都市計画区域なので、問題ないと思います。どうか、よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続いて、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号4番です。譲渡人は、東京都国分寺市の〇〇〇〇様、譲受人は、下岩屋2区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内今ノ川内〇〇〇番〇。地目は畑、面積は222㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、駐車場敷地。事由は、申請地は、現在耕作をしている農地であるが、今後は、継続が困難である。所有するアパート6戸の駐車場が不足しているため、駐車場として転用したいということです。東は宅地、西は道路南は畑、現況雑種地、北は道路です。売買価格は、反当たり4,504,505円、全体で1,000,000

0円です。図面は48ページと49ページ、写真は11番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

今、説明がありましたとおり、別に駐車場としては、あの、いいんじゃないかと思ってます。少し道路沿いでありますので、勾配がついてましたので、それは少し下の方を嵩上げて、平地っちゅうですかね、にして、駐車場にしたいっちゅうことでした。以上です。

議 長
班 長

山口班長、事前調査の結果について、報告をお願いいたします。

今、杉崎委員が言われたとおりでございます。どうか、よろしくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号5番です。始末書付きの案件です。始末書によりますと、認識不足により、平成20年頃から物置用の敷地として使用してしまいました。その内容の始末書を受け取っています。譲渡人は、式浪の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく式浪の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野大久保〇〇〇番〇。地目は畑、面積は177㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、物置及び駐車場。事由は、申請地は、現在休耕地である。高齢で後継者もなく、農地の維持管理も困難である。自宅の駐車スペースが狭く来客時の駐車場もないため、既存の倉庫はそのまま利用し、物置及び駐車場として転用したいということです。東は畑、現況宅地、西は道路、南、北は宅地です。売買価格は、反当たり564,972円、全体で100,000円です。図面は50ページと51ページ、写真は12番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

ここは、住宅の間に挟まれたような休耕地でございます。で、もう既に物置が建っておりました。で、そこも道路とあんまり差がなくでですね。そのまま使用するというようなことでございます。まあ、別に農地じゃなくても、行く行くは宅地になるような所でございますので、どうぞ、御審議の方、よろしくお願いします。

議 長
班 長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

今、西田委員さんから言ってもらったとおりで、別に問題ないと思います。よろしく、お願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員
議長

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕
無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書41ページ、整理番号6番です。議案書の訂正をお願いいたします。譲受人は、個人としての〇〇〇〇様で申請がなされていたのですが、11月26日に行政書士が来庁され、依頼人の要望で、譲受人を〇〇〇〇様が代表である法人に変更してほしいとの申出がありました。譲受人を、有限会社〇〇〇〇片仮名で〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様に、所在地を、武雄市武雄町大字昭和〇〇〇番地に訂正をお願いします。

それでは、整理番号6番の申請内容を説明します。譲渡人は、光武の〇〇〇〇様、譲受人は、有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間藤原〇〇〇番〇、外2筆。地目は3筆とも田。面積は合計で1,956㎡。農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、労力不足により休耕地となっている。今後の農地の維持管理も困難であり、土地の有効活用のため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は水路、田、西は田、南は道路、北は水路、田です。売買価格は、反当たり910,020円、全体で1,780,000円です。図面は52ページと53ページ、写真は13番を御覧ください。以上です。

議長
地域担当

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

久間の工業団地のほんな接点でございまして、工業団地の真ん中でございまして、その所に太陽光のパネルがはまるということですね。周辺に大きな迷惑がかからんというふうに思いますし、致し方ないなあと思います。

議長
班長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

場所も、日当たり良く、いい所でした。あとは、原田委員が言われたとおりです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号7番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号7番です。譲渡人は、愛知県豊明市の〇〇〇〇様、譲受人は、冬野

の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間一本松〇〇〇番、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で335㎡。農地区分は、第2種農地。用途目的は、駐車場及び庭事由は、申請地は、現在休耕地である。空き家である宅地、甲1104番の購入にあたり、隣接する農地を駐車場、花壇、庭として利用するため転用したいということです。東は宅地、西は雑種地、南は道路、北は雑種地です。売買価格は、反当たり817,910円、全体で274,000円です。図面は54ページと55ページ、写真は14番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

〇〇〇〇さんは、農地も、1坪でん農地ば持たんけん。ちょっと、あんた、農地は取得できんばい。というふうなことからですね。そしたら宅地としてですね。家、屋敷は買うことで〇〇さんと決めておんしゃっつとですけど、この水田まで合せて、隣地ですから、是非必要というふうなことで取得して、それから宅地としてですね、したいということでありまして、周辺地には何も迷惑はありませんし、農地としての影響はないと思います。以上です。

議 長
班 長

山口班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

今、原田委員が詳しく話してくださったので、それでいいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第5回定例総会を閉会します。

(午後3時9分 閉会)